

平成26年度 国民健康保険料の計算方法(12カ月分)

料率・均等割額・平等割額は据え置きです (10円未満の端数処理により、保険料が増減する場合があります)

保険料 = 医療分保険料 + 支援分保険料 + 介護分保険料

支援分とは…0～74歳までの人で、後期高齢者医療制度を支える保険料

介護分とは…40～64歳までの人で、介護保険制度を支える保険料(65歳以上の介護保険料は国民健康保険料とは別徴収)

種別	医療分	支援分	介護分
均等割額(1人あたり)	23,520円	8,040円	7,320円
平等割額(1世帯あたり)	21,840円	6,960円	4,680円
所得割額	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
合計	医療分保険料	支援分保険料	介護分保険料
最高限度額	510,000円	★160,000円	★140,000円

★=国の法改正に伴い、支援分・介護分に係る保険料の賦課限度額を上げました

所得割額の計算

平成25年1月1日から12月31日までの総所得金額など - 基礎控除額33万円

× 医療分料率9.4% = Ⓐ

× 支援分料率3.4% = Ⓑ

× 介護分料率2.7% = Ⓒ

【所得の例】
 ・給与所得……………給与収入-給与所得控除
 ・公的年金等雑所得…公的年金等収入-公的年金等控除
 ・その他の所得……………収入-必要経費

こんなときは保険料が減額されます 保険料の減額制度

①世帯の総所得が基準額を下回る世帯 ▶申請は不要です

軽減所得判定表

軽減割合	軽減基準所得	
	通常の世帯	後期高齢者医療制度へ移行した人がいる世帯
8割	33万円以下	33万円以下
6割	33万円+ [国保加入者数×24万5,000円] 以下	33万円+ [(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×24万5,000円] 以下
2割	33万円+ [国保加入者数×45万円] 以下	33万円+ [(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×45万円] 以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した人であって、後期高齢者医療の資格取得日以降も世帯主(以後継続して世帯主である人に限る)と同一の世帯に属する人のことです▶収入状況が不明な場合は軽減判定ができませんので、必ず「所得申告書」を提出してください

②失業した人 ▶申請が必要です

【内容】 離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで、失業者の前年の給与所得のみを100分の30に軽減し保険料を算定

【対象】 倒産や解雇などで本人の意思と関係なく職を失った国保加入者(加入予定者を含む)で次の全てに該当する人▶離職日が平成21年3月31日以降▶離職日に65歳未満▶雇用保険受給資格者証の離職理由コード番号が「11.12.21.22.23.31.32.33.34」のいずれか

【申請方法】 直接または郵送で、特例対象被保険者等に係る届出書(国保・年金課、市ホームページにあり)と雇用保険受給資格者証の両面コピーを〒790-8571国保・年金課へ

お問い合わせは、国保・年金課(市役所別館3階)の下記担当へ(ファクスは共通 ☎934-2631)

- ◎保険料(料金・特別徴収) = 賦課担当 ☎948-6365・6366・6367
- ◎保険証交付・加入するとき、やめるときなど = 資格担当 ☎948-6363
- ◎納付(支払) 証明や口座振替 = 総務・医療制度担当 ☎948-6376
- ◎保険給付(高額療養費・出産育児一時金・葬祭費など) = 給付担当 ☎948-6361
- ◎保険料の支払い = 収納担当 ☎948-6368・6377・6864
- ◎保健事業 = 総務・医療制度担当 ☎948-6375

③後期高齢者医療制度へ移行した人がいる世帯

平等割額の軽減(8年間) ▶申請は不要です

【内容】 医療分と支援分の平等割額が軽減(①の8・6・2割軽減に該当する場合は軽減後の平等割額が軽減)

【対象】 国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、残りの加入者が1人になる場合
 ・1～5年間は平等割額の2分の1が軽減
 ・6～8年間は平等割額の4分の1が軽減

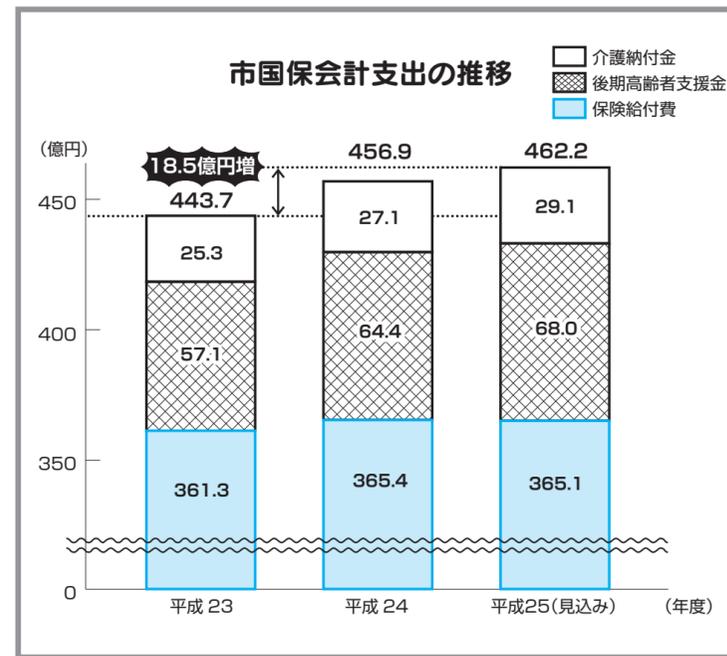
扶養家族の減免(当分の間) ▶申請が必要です

【内容】 扶養家族の、所得割額免除、均等割額半額(①の8割・6割軽減該当者を除く)、平等割額半額(世帯全員が対象者の場合のみ。①の8割・6割軽減該当者を除く)

【対象】 職場などの健康保険(国保組合は除く)の加入者が、後期高齢者医療制度へ移行することにより、新たに国保に加入する65～74歳までの扶養家族

【申請方法】 直接、国保・年金課へ
 ※転入してきた人は「異動連絡票」が必要

厳しさ増す国保運営



市国保の財政状況

国保事業は、加入者の皆さんが病院などで治療を受けたときに支払う保険給付費や、後期高齢者医療制度を支えるための拠出金、40～64歳までの介護2号被保険者が支払う介護納付金などの支出があります。それらを合計した平成25年度の支出総額は、462.2億円を超え、平成23年度と比べ約18億円以上も増える見込みとなっています。(左グラフ参照) 皆さんの保険料や国・県の補助などの歳入で賄っていますが、これらの支出により厳しい財政状況が続いています。

本市の財政健全化対策

- 公平・公正な保険料収入の確保を目指します
- 口座振替を推進し、納期内納付を促進します
- 適切な納付相談・指導を徹底し、公平性を高めます
- 「保険給付などの支出の適正化や保健事業の推進を図ります」
- 給付内容の審査やレセプト点検によって、適正な給付を行います
- ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用を促進し、負担軽減を図ります
- 健康教室、健康相談事業を通じて病気の予防、健康の維持に努めます
- 特定健康診査の受診率を増やし、適切な保健指導により生活習慣病を予防します



保険料を納めていただけない人がいると、さらに財政状況が厳しくなります。

みんなの助け合いで国民健康保険

納付義務者

国保加入者がいる世帯の世帯主が納付義務者です。

納付方法と納期

納付方法は口座振替、現金、郵便振替、コンビニエンスストアでもお支払いできます。

期限内に保険料を納めましょう

国保制度の安定的な運営を図るため、保険料は期限内に納付してください。

普通徴収(納付書または口座振替)の人

平成26年度 納期限

6月期	7月期	8月期	9月期	10月期
6/30(月)	7/31(木)	9/1(月)	9/30(火)	10/31(金)
11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
12/1(月)	12/25(木)	平成27年 2/2(月)	3/2(月)	3/31(火)

※金融機関のほか、四国内のゆうちょ銀行および郵便局、コンビニエンスストアでもお支払いできます

特別徴収(年金天引き)の人

平成26年度 天引き日

4/15(火)	6/13(金)	8/15(金)	10/15(水)	12/15(月)	平成27年 2/13(金)
---------	---------	---------	----------	----------	---------------

4月・6月の1回当たりの徴収額は、前年度2月の徴収額または前年度保険料相当額(12カ月分)を6で割った金額です。8月以降の徴収額は、6月中旬に決定した年間保険料から4・6月の徴収額を引き4で割った金額です。

※口座振替に変更を希望する人は「納付方法変更申請書(国保・年金課にあり)」を提出してください。納付書での支払いへは変更できません

【対象】 次の全てに該当する人▶加入者の年齢が65～74歳までで構成されている世帯の世帯主(他の健康保険、後期高齢者医療に加入している世帯主は除く)▶特別徴収の対象となる年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金など)を年間18万円以上受給▶国保料と介護保険料(65歳以上)の合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

所得申告書の提出

保険料は加入者の前年の所得から計算します。正しい保険料計算のため、国保加入者が属する世帯の世帯主は所得申告書(国保・年金課、支所にあり)を提出しましょう。

納入通知書を送付します

国保加入者▶6月中旬
 問い合わせ▶国保・年金課 ☎948-6365・934-2631
 後期高齢者医療制度加入者▶7月中旬
 問い合わせ▶高齢福祉課 ☎948-6941・934-1763

納付は安心便利な口座振替で!

保険料の支払いを口座振替にすると、毎月、保険料を納付する手間がなくなり、自動で保険料が払い込まれます。納付忘れを防ぎます。納入通知書に同封の申込はがきに必要事項を記入・押印し、直接または郵送で〒790-8571国保・年金課へ